

正保期の城目録をめぐって

西田, 博

<https://doi.org/10.15017/1508403>

出版情報：歴史を歩く時代を歩く：服部英雄退職記念誌：とことん服部英雄, pp.119-127, 2015-03-31. 九州大学大学院比較社会文化研究院服部英雄研究室
バージョン：
権利関係：

正保期の城目録をめぐる

西田 博

一 正保期の城目録

正保期、幕府が国絵図・郷帳・道帳とともに城絵図（正保城絵図）の提出を諸藩に命じたことはよく知られ、多くの論考に言及されている。城絵図そのものがテーマとして論じられることも多い。しかしながら、ほぼ同じ頃に作成された文書―城の概要を簡条書きにした目録形式の文書―について触れられることはほとんどなく、地方史レベルの研究において、正保城絵図との関連が指摘されるにとどまっていた。

本稿は、筆者がこれまでに確認したこれら文書を紹介、再整理を試み、加えて福岡城・佐賀城についてはその翻刻文を付載したものである。研究素材の数として十分とは言えないが、その帰納的推論から見えてくるものは、城絵図とともに幕府に提出する目的で作成された、未知の文書の存在である。幕府がその提出を命じたどうか定かではないが、もし仮に命じたのであれば、正保期の国絵図事業は再評価を迫られることになるかもしれない。

多くは良質とはいえない写本であり、それゆえ誤脱も多い。全てが信頼するに足る史料であるとは言いきれないが、ここに紹介することで諸賢の批判を得、文書の性格がより明らかとなることを期したい。なお、これら文書は史料名が区々であるが、本稿では便宜上「城目録」と呼称しておく。まさに目録の形式をとるからである。

1. 磐城平城（陸奥国）「福島県いわき市」

① 「奥州岩城 平之城覚書」（明治大学刑事博物館蔵）

①は内藤家文書（大名家文書）のうちの一点で、形態は縦帳である。表紙中央

に題が、左下に作成者（提出者）が記される。作成者「内藤帯刀」は内藤帯刀忠興であり、寛永十一（二六三四）年から寛文十（二六七〇年）にかけての磐城平藩主であった。鈴木光四郎著『磐城平藩政史』（私家版、一九九一年）によると、①は「幕府に報告したもの」であるという。その間数は、正保城絵図ともよく一致し、二つの史料の関連を窺わせる。なお翻刻文が「いわき市史編さん委員会一九七二」に掲載されている。

2. 仙台城（陸奥国）「宮城県仙台市」

② 「仙台御城覚書」（宮城県図書館蔵）

仙台城と白石城は本城・支城の関係にあり、恐らくそのため、両城の城目録が同綴となっている。形態は縦帳で、前半の四丁分が仙台城の城目録、後半の二丁分が白石城の城目録である。

正保三（二六四六）年の地震による倒壊のち再建をみなかった、本丸三階櫓の記載があることから、原本は正保期まで遡ると考えられており、また正保城絵図（斎藤報恩会蔵「奥州仙台城絵図」）との詳細な照合が油浅耕三氏によつてなされている。「油浅一九七八」。油浅氏は、②の内容が正保城絵図とよく一致すること、「仙台御城覚書」に記される二つの間数の和が正保城絵図に記されることなどから、②は正保城絵図を作成する上での実測結果である、と結論づける。「油浅一九七八」。しかし両者を比較すると、正保城絵図のみに見られる間数も少なくない。「仙台御城覚書」・正保城絵図のいずれでもない「未知の史料」をもとに、②や正保城絵図が作成された可能性も併せて考えねばならないだろう。なお翻刻文が「仙台市

一九二九」に掲載されている。

3. 白石城（陸奥国）「宮城県白石市」

② 「仙台御城覚書」（宮城県図書館蔵）

前掲の史料と同じものである。前述のように、前半の四丁分が仙台城の城目録、後半の二丁分が白石城の城目録である。白石城の部分については「刈田郡／白石之城 平山城 無天守」という見出しが付されている。また「油浅一九八五」に翻刻文が掲載されるほか、正保城絵図（内閣文庫蔵「奥州仙台領白石城絵図」との照合もなされ、よく一致することが確認されている。

4. 盛岡城（陸奥国）「岩手県盛岡市」

③ 「奥州ノ内南部領盛岡城絵図の帳」（内題「奥州ノ内南部領盛岡城絵図之帳」、岩手県立図書館蔵）

④ 「奥州盛岡城并領内道規御書上写」（原本表題「奥州盛岡城并領内道規全御書上写」、岩手県立図書館蔵）

⑤ 「南部中道規記」（内題「陸奥国南部領盛岡城絵図並陸地海上道規記」、もりおか歴史文化館蔵）

⑥ 「盛岡城間数並道改帳」（もりおか歴史文化館蔵）

③は料紙一〇丁（墨付八丁）から成る城目録で、形態は縦帳である。「慶安二年己丑八月五日」の年紀があるが、その紙背に「明和二年」とあることから写しと考えられる。「岩手県立博物館一九九四」は、「書留」正保四年五月条の、「公儀え御城の御絵図さしあげらる。御控これある事」という記事を紹介し、その「御控」を「城絵図の記載内容を記した別録」と解し、それが③の原本であると見る。しかしながら、「御控」と「城絵図の記載内容を記した別録」とを同定する根拠を何ら示しておらず、論理の階梯が見えない。「御控」はむしろ、他藩の多くの類例が示すように、清絵図とほぼ同じ内容の「控絵図」とみるべきであろう。また、「城絵図の調進過程を記した」史料との見方もあるが「国絵図研究会二〇〇五」、前

述の影印全文を見る限り、城絵図の調進過程についての言及は一切ないといえる。

④・⑤はいずれも、文書の前半が盛岡城の城目録、後半が陸奥国南部領の道帳と考えられ、いずれも「正保四年三月晦日」の年紀を有し、「内容的には全く同じ」であることが報告されている。「福井一九八三、同一九八五」。また、⑤は⑥の類書であるという「盛岡市都市整備部公園みどり課ほか二〇一一」。

このうち④・⑤を国絵図・城絵図の解説書の類とみなし、国絵図・城絵図と同時に幕府に提出したとする見方もあるが「福井一九八三」、城目録と道帳が一冊の帳にまとめられたという点では疑問を抱かざるを得ない。理由は以下の通りである。

第一に、この見方は他藩の類例もあわせ帰納的に論証をすすめた上での結論ではない。第二に、国絵図と城絵図は調進の主体が根本的に異なるから「川村一九八四」、国絵図の解説書と、城絵図の解説書を一冊の帳にまとめ、幕府に提出したというのはいささか不自然である。国絵図は公儀に収めるものと勘定所に置くものとで二舗ずつの提出が求められたのに対し、城絵図は一舗という事実もある「川村一九八四」。第三に、道帳は国絵図・郷帳と同じく一国を一帳に仕立てて提出しているから、一国内に複数の藩がある場合、幕府だけでなく同じ国の他藩にも軍事情報が漏れ伝わる可能性がある。正保城絵図提出の意義が大名に対する軍事的優位の強化「藤井一九九一」にあるのであれば、大名の居城に関する情報は幕府が一元的に把握する方が望ましい。

以上、三つの疑問について述べたが、④・⑤がいずれも、もと二点の文書であったとするならば、その疑問はことごとく氷解することになる。③が単独の文書として残ることからも、④・⑤はもと二点の文書であったと考えたい。

③の影印ならびに翻刻文が「岩手県立博物館一九九四」に掲載されるほか、③⑥いずれかの翻刻文を、一般の読者向けに書き直したと思われるものが「盛岡市史編纂委員会一九七〇」に掲載されるが、残念ながら出典が明記されない。

5. 窪田（久保田）城（出羽国）「秋田県秋田市」

⑦「羽州／秋田郡窪田城絵図帳」（秋田県公文書館蔵）

形態は縦帳で、表紙中央に題、本文末尾に「正保四年丁亥九月七日」の年紀があり、正保城絵図の推定提出年「秋田県立図書館二〇〇二」と一致する。一部の翻刻文が「伊藤二〇〇五」に掲載されるほか、数丁分の写真が「油浅一九八二」に掲載されている。油浅氏の論考によると記入寸法の総件数、一七七件のうち七四件が正保城絵図と照応するという。

6. 福岡城（筑前国）「福岡県福岡市」

⑧「筑前国平山城目録」（諸集書 拾菴郡目録／在表紙 完）に収録、個人蔵

⑨「筑前国福岡平山城目録」（「房四」）に収録、桧垣文庫古文書一三〇―四、九州大学蔵

⑩「福岡城」（『篤齋叢書』）に収録、桧垣文庫古文書二二―二五、九州大学蔵

⑪「福岡城」（『福岡県地理全誌』）に収録、東京大学史料編纂所蔵

⑧は、伊藤伝右衛門蒐集史料を母体とする筑前叢書「福岡県地域史研究所一九八二」のうちの一点で、「筑前叢書 九十九」という外題も付されている。また⑨・⑩はいずれも、桧垣元吉氏蒐集史料を母体とする桧垣文庫に蔵する史料であり、⑪は城目録の一部が引用されるもので、影印本が刊行されている「西日本文化協会一九八八」。

このうち⑧・⑨の本文末尾には「正保三年八月朔日」と記されるが、これは正保城絵図および正保国絵図の提出年月日「西田二〇〇八」「国絵図研究会二〇〇五」と全く同じ日付である。このほか両者には、ほぼ共通する特徴的な字配りがあり、またいずれも、「北ノ方堀、幅三十間、深一間半二間ノ間」の一文を欠く。その一文を補うのが⑪である。

本稿末尾に掲載した翻刻文は、⑧を底本とし、⑨⑩⑪によつて遺漏を補つたものである。正保城絵図との照応については、翻刻文凡例を参照していただきたい。

7. 佐賀城（肥前国）「佐賀県佐賀市」

⑫「肥前国／佐賀城覚書」（『有田均家御書類写 上／二冊之内』）に収録、本稿末尾に翻刻文を掲載、鍋島報効会蔵

「有田均家御書類写 上／二冊之内」（鍋島文庫〇一五・二一六）は、有田家（佐賀藩着座家）に伝存する藩主・国老からの書状や覚の類を編集したものである。その収録史料の一つ、⑫は、虫損と思われる料紙の欠失までも忠実に描いていることから、原本をそのまま写したものと考えられる。表紙中央に題、左下に作成者（提出者）、本文末尾に年紀「正保四年亥九月十一日」が記される。作成者「鍋島信濃守」は鍋島信濃守勝茂であり、慶長期から明暦三（一六五七）年にかけての佐賀藩主であった。本稿で紹介するものの中で唯一、表題・作成者・年紀が揃う史料であるが、佐賀城の正保城絵図は現存が確認されていないので、照合は不可能である。「正保二年公儀上り御絵図御堀幅」が記される絵図が現存するが、正保二年は下絵図内見の段階である可能性があり、正式な提出図と判断するには若干躊躇せざるを得ない。仙台城のように正保期に城郭修補何の絵図が提出された例もある。正保城絵図の図式と酷似する正保期の佐賀城・城下絵図もあるが、これに間数は記されず、⑫との照合は不可能である。

⑫が幕府へ提出されたことを示す直接的な史料はないが、文書を所有する鍋島報効会では、実際に幕府に提出されたものとの認識を示し、その根拠として、（一）表紙の書き方、（二）冒頭の「平城」など、藩内部資料としてはあまり必要性が感じられない文言、（三）その他の佐賀城・佐賀城下関係の資料ではあまり見かけない「大手口」がどこにあるかを示す文言などをあげている（学芸員富田紘次氏よりご教示）。また文化庁が運営するポータルサイト「文化遺産オンライン」も、「初代佐賀藩主・鍋島勝茂が正保四年（一六四七）年に幕府へ提出した佐賀城と城下に関する報告書」としている。

8. 熊本城（肥後国）「熊本県熊本市」

⑬「肥後国隈本城廻目録」（卷子表紙題「熊本城廻目録」、熊本大学図書館蔵）
⑭は細川家文書（大名家文書）を中心とする永青文庫に蔵する城目録である（神四五番二三印又一一番）。卷子本仕立てであるが、巻末紙に「肥後侍従との」と記された紙を用いていることから、御内書の一部を再利用して明治期以降に卷子本に仕立てたものと考えられる。卷子表紙もまたそのとき調べられ、表紙題が付されたのもその頃であろう。なお翻刻文が、「新熊本市史編纂委員会一九九四」に掲載される。

熊本城の正保城絵図と推定される「平山城肥後国隈本城廻絵図」や、「肥後国隈本城廻之絵図」⁸と間数がよく一致するばかりか、後者については史料名までも酷似する。城目録・絵図ともに年紀・作者者を欠くが、「隈本」という用字は比較的古い史料であることを窺わせる。

二 共通点から見えてくるもの

これまで八カ城の城目録を概観してきたが、これら城目録には以下のような、多くに共通する事柄が認められる。

- A 題に令制国名を添えること。（仙台城・白石城を除く全て）
- B 題の城郭名に「御」を付さないこと。（仙台城を除く全て）
- C 題の末尾が「目録」「覚書」であること（盛岡城・窪田城を除く全て）
- D 作成者が記される場合、正保期〜慶安期の藩主（城主）であること。（磐城平城・佐賀城が該当、他については作成者の記載なし）
- E 年紀が記される場合、それは正保三（一六四六）年〜慶安二（一六四九）年の間であること。（盛岡城・窪田城・福岡城・佐賀城が該当、他については年紀の記載なし）

F 題または本文に平城・平山城・山城の別を明示すること。（全て）

G 大名の居城である城郭および惣構えを取り上げていること。（全て）

H 天守の有無を明確にし、かつ天守がある場合はその概略を記すこと。（盛岡城・窪田城を除く全て）

I 絵図をとみなわない、完全な文字史料であること。（全て）

J 城郭の防禦施設について、その位置を（天守等を基準とした）方位角等で示し、規模を間数で表すこと。（全て）

K 記される間数が、正保城絵図のものとよく一致し、関連が認められること。（確認できない佐賀城を除き、全て）

L 正保城絵図と比較した場合、城目録のみに記される間数があること。（確認できない佐賀城を除き、全て）

A・Bは言うまでもなく幕府に提出する文書に特徴的である。史料が伝存する場所から、幕府や他藩の作成にかかる可能性もない。またCについても、寛永年間後半から貞享年間の城郭修補申請において、絵図に「目録」あるいは「覚書」を添える慣行があつたことが指摘されており、関連が窺えよう。題の末尾は「城目録」、「城覚書」あるいは「城絵図（之）帳」と統一を欠くが、道帳や郷帳の題もまた多様であることを考えれば、違和感を覚えることはないであろう。Dはわずかに二例であるが、作成者として藩主（城主）名、しかも官途・受領名を記しており、幕府への提出を強く示唆するものである。Fについても幕府に提出した絵図に特徴的であり、「幕用図（幕府への提出絵図）であることの一証左」との指摘があるほどである。「矢守一九八七」。Hは正保城絵図の作成基準に準じたものと考えられ、Jについては道帳に記される古城の記載形式「福井一九八五」に近似しており、幕府からの指示があつた可能性を示唆する。Kについては、同じ場所であれば同じ間数になるのは当然、との見方もあるかもしれない。確かに石垣の長さや高さについてはその通りであるが、曲輪については完全な矩形であることはごく稀で、ゆえに計測する二点によつ

て間数が異なるから、曲輪の規模についてはその数値に高い弁別性を認めることができる。堀の深さについても同様のことが言えよう。Lは、例えば福岡城の場合、数百メートルにわたる長大な曲輪の幅など、正保城絵図にない間数が城目録に記される(三ノ曲輪)の「六十八間」「七拾間」「百三十間」など。これは城目録が正保城絵図のみに基づいて作成されたことを否定し、後世の作であることを否定する傍証となる事実である。

以上の点から城目録は、城絵図とともに幕府へ提出する目的で作成されたと考えられ、さらに類例の多さから、幕府からの指示を受けたものとの推定も可能である。ではなぜ絵図に加えて目録を提出する必要があったのか。考えられるところを次章以下に述べることにする。

三 城目録の有益性

正保城絵図のうち最大級の福岡城のものは、長辺が約四一・五センチメートル、短辺が約三一・五センチメートル、折りたたんだ状態でも長辺が約五一センチメートル、短辺が約三九センチメートルほどである。文書に比して、書庫からの運搬と開披、収納には相当な時間と人員と手間と空間とを要したであろう。しかし帳の形態の城目録であれば、人員は一人、広さは畳一畳もあれば十分であり、城の状況や規模について概要を知るには十分である。必要があるときのみ絵図を開けばよい。近世初期において地図の印刷・刊行は現在ほど広く行われていなかったであろうから、座標系・方位角を用いた空間構造の伝達・解説が、現代よりも比較的良好に行われていたことは想像に難くない。そして文字情報のみによって空間を認知した、その度合いは、現代よりはるかに高かったであろう。

近年相次いで翻刻・刊行された佐賀藩の屋敷帳は完全な文字史料であり、座標系を用いて空間構造を表し、個々の屋敷についてその規模・居住者を記したもので

ある「鍋島報効会二〇一一、同二〇一二」。そして居住者については付箋による修正が加えられており、武家屋敷の管理に実際に用いていたことが判明する。藩の職制は職能的に編成されている場合があり、例えば武家屋敷の管理を担当していた部署と、絵図の作成・管理を担当していた部署は職掌が明確に分かれていた、それゆえ特殊技能を要する絵図の作成を前者が担うことはなかったのではないかと考えられる。

先述したように、寛永年間後半から貞享年間における城郭修補申請にあたっては、幕府に提出する絵図に「目録」あるいは「覚書」を添える慣行があり、幕府側が申請内容を絵図だけでなく文字によっても理解しようとした様子が見える。特殊な例かもしれないが、寛永十二(一六三五)年に白河城の修補を許可した老中奉書には「目録之通具ニ得其意候」とあり「白峰二〇〇六」、審査したのがあくまで「目録」であったことが分かる。

四 展望と課題

周知のように、大名が提出した文書を追認する形で、幕府がその権益を認めることがある。領知目録がよく知られるが、同じように幕府側が大名に対する「城目録」の発給を計画し、その目的のために「城目録」の提出を諸大名に命じたことも可能性の一つとして考えられよう。正保城絵図徴収の意義の一つが、大名の領国ばかりでなく居城をも将軍からの預かりものであることを諸大名に周知させたこと「川村二〇一〇」であるならば、その目的は幕府による城目録の追認によってはじめて完結するのではなからうか。またそれは同時に、大名を、城の城主として公認することでもあり、幕府による大名格付けの枠組みに組み込むことを意味する。

服部英雄氏は特に倭城の研究から、「城は幕府(公儀)のもの」という主旨の論を展開、さらに「城主は幕府の城の在番に過ぎず、国替・城替を拒むことはで

きない。城の修理、改築に当たって、幕府への届が必要だったが、それは本来の所有者への届出であつて、当然なのである。」と続ける「服部二〇〇三」。この「城は幕府(公儀)のもの」という認識がどのような形で醸成され、戦国期から幕末に至るまでどう変化していったか、その問いに対する答えの一つは城目録に隠されているのかも知れない。

本稿で取り上げた八カ城のうち九州の三カ城は筆者にとつて既知のものであつたが、その他の五カ城はインターネット検索で見出したものである。その五カ城すべてが東北地方の城であるのは偶然か否か、興味がひかれる。機会があれば、全国の史料所蔵機関を調査した上で再度検討の機会をもちたいと思う。

(1) 幕府書物奉行であつた近藤正齋は「大猷公治世略記」を引用して、幕府調進されたのは「日本国郡之図」「諸城之絵図」「諸国海陸之道筋及古城等之書付」「東海道諸城之木形」「郷帳」であるとする「近藤一九〇六」。しかし正保期の国絵図事業について、幕府が具体的にどのような指示を出したのか、その多くがいまだ解明されていないのも事実である。城絵図作成基準にある「別紙」の内容は依然不明であり、井戸の数(または井戸の箇所)の明記など、後から追加されたと考えられる基準も少なくない(城絵図の作成基準にないこと、山形城の場合、井上政重の指示で一旦絵図を返戻し、改めて井戸数ほかを記入させた上で再提出させていること、井戸の図示・表記方法が絵図によつてまちまちであること、などが根拠としてあげられる)。ところで、幕府に提出された正保郷帳は原本・転写本ともに失われ、現存していない(『国史大辞典』)。正保道帳もまた幕府に提出されたものは現存しないようである「川村一九八四」。現存しないことをもって提出されなかつたとするのが誤りである(とは言うまでもない)。

(2) 個人蔵「正保平城絵図控」。史料名は二〇一四年に福島県指定重要文化財に指定されたときのものである。「里見一九八六」にカラー写真、解説文が掲載される。明治大学蔵内藤家文書にも正保城絵図があり、「江戸時代中期の平城廓の図」として「平市史編集委員会一九五九」口絵に写真が掲載される。

(3) 内閣文庫蔵「出羽国秋田郡久保田城画図」。このほか控として、秋田県公文書館蔵「出羽国秋田郡久保田城絵図」(県C-一七四)が知られる。「秋田県公文書館二〇〇七」。

(4) 福岡市博物館蔵「福博惣絵図」黒田資料二〇〇。正保城絵図の控の写しである「西田二〇〇八」。なお、城絵図の間数の和が城目録に記される例が認められる。以下に列挙する。

城絵図の間数

二ノ丸 三八間・一〇間・二三間

城目録の間数

七一間

二ノ丸 二七間・一一間 三八間
城下 六町三三間・二町・二町・二町・二町・二町・三町一〇間 二二町四三間
城下 三〇三間・三一六間 六一九間
城下 一町三六間・二町三三間 三町三九間

(5) 鍋島報効会蔵「御城分間御絵図」鍋島文庫〇五一一六。なお、PDF版『佐賀城跡―県立佐賀城公園整備事業に伴う発掘調査―』(佐賀市教育委員会文化振興課、二〇一三年)二頁には同図の写真が掲載され、文字がはつきり読み取れるまで拡大することができている。

(6) 正保城絵図の提出は、正保三年夏以降に集中していると考えられる「油浅一九九九」。

(7) 個人蔵「正保御城下絵図」。「鍋島報効会二〇〇九」に写真が掲載される。

(8) 「平山城/肥後国隈本城廻絵図」は熊本県立図書館蔵(熊本県古地図目録)番号三〇一六。「新熊本市史編纂委員会一九九三」に写真収録。油浅耕三氏によつて正保城絵図と推定されている「油浅一九七七」。付言するなら、「六所大明神」が図示されるので、正保二年以降のものである(後藤一九七二)。後世の修正(文字の抹消、貼紙、加筆、着色など)が多いが、その部分を除けば正保城絵図の図式に叶う絵図となる。『肥後国隈本城廻之絵図』は熊本県立図書館蔵(熊本県古地図目録)番号三〇一八。「新熊本市史編纂委員会一九九三」に写真収録。図式が正保城絵図とよく一致するが、図示する範囲が、「平山城/肥後国隈本城廻絵図」より若干狭いこと、道筋の長さを表示しないなどの特徴がある。

(9) 「白峰二〇〇六」に詳しい。また、「春日市教育委員会二〇〇五」、「福岡市史編纂委員会二〇一三」に具体的事例が報告される。

《参考文献》

- 秋田県公文書館『平成一九年度 秋田県公文書館特選展示 公文書館所蔵の秋田県指定有形文化財』(秋田県公文書館、二〇〇七年)三、四頁。
- 秋田県立図書館『秋田県立図書館企画展 佐竹氏入部四百年記念絵図資料展』(秋田県立図書館、二〇一二年)六頁。
- 伊藤成孝「企画展「久保田城下町の建設と変遷」『秋田県公文書館研究紀要』第一号(秋田県公文書館、二〇〇五年)一四六―一四七頁。
- いわき市史編纂委員会『いわき市史』第九巻 近世史料(いわき市、一九七二年)九―一二頁。
- 岩手県立博物館『絵図にみる岩手』(岩手県文化振興事業団、一九九四年)七三、七四頁。
- 春日市教育委員会『春日市古文書調査報告書』第一集 佐藤恭敏家文書調査報告書(春日市教育委員会、二〇〇五年)一一―一五、五五―六一頁。
- 川村博忠「江戸幕府撰国絵図の研究」(古今書院、一九八四年)一三四、一六四頁。
- 川村博忠「江戸幕府の日本地図 国絵図・城絵図・日本図」(吉川弘文館、二〇一〇年)七八頁。
- 国絵図研究会『国絵図の世界』(柏書房、二〇〇五年)一三二、二七四頁。
- 後藤山『肥後国誌』上巻(青潮社、一九七二年)六五―六六頁。

- 近藤正齋「好書故事」巻第二十八「近藤正齋全集」第三（国書刊行会、一九〇六年）一一四頁。
 里見庫男「いわき市小島町・加藤家所蔵 正保城絵図「磐城平城」について」『いわき地域学会 第一報潮流』（いわき地域学会、一九八六年）三〇～三三頁。
 白峰旬「幕府権力と城郭統制―修築・監察の実態―」（岩田書院、二〇〇六年）四一、六五～六六頁。
 新熊本市史編纂委員会「新熊本市史」史料編第三巻 近世Ⅰ（熊本市、一九九四年）二〇三～二〇七頁。
 新熊本市史編纂委員会「新熊本市史」別編第一巻 絵図・地図上中世・近世（熊本市、一九九三年）二五、二七頁。
 杉本史子、礪永和貴、小野寺淳、ロナルド・トビ、中野等、平井松午『絵図学入門』（東京大学出版会、二〇一一年）二二二～二二七頁。
 鈴木光四郎『磐城平藩政史』（私家版、一九九一年）三八頁。
 仙台市『仙台市史』第一巻（仙台市、一九九九年）六五～七三頁。
 平市史編纂委員会『概説平市史』（平市役所、一九五九年）口絵。
 鍋島報効会『御城下絵図に見る佐賀のまち』（鍋島報効会、二〇〇九年）。
 鍋島報効会『元文五年城下大曲輪内屋敷帳』（鍋島報効会、二〇一一年）。
 鍋島報効会『明和八年佐賀城下屋鋪御帳扣』（鍋島報効会、二〇一二年）。
 西田博「近世福岡・博多の歴史地理資料」『市史研究 ふくおか』第3号（福岡市博物館市史編さん室、二〇〇八年）一一三頁。
 西日本文化協会『福岡県史』近代史料編福岡県地理全誌（一）（福岡県、一九八八年）四二頁。
 服部英雄『歴史を読み解く、さまざまな史料と視角』（青史出版、二〇〇三年）一六〇頁。
 福井敏隆「史料紹介」慶安二年二月成立の「津軽領分大道小道磯辺路并船路之帳」（弘前市八木橋文庫蔵）『弘前大学国史研究』七五（弘前大学、一九八三年）二四頁。
 福井敏隆「史料紹介」慶安二年八月五日成立の「大道筋（奥州之内南部領海陸道規帳）」（岩手県立図書館蔵）『弘前大学国史研究』七八（弘前大学、一九八五年）四二頁、四六頁。
 福岡県地域史研究所『県史たより』九号（西日本文化協会、一九八二年）五頁。
 福岡市史編纂委員会『福岡市史』資料編近世Ⅰ領主と藩政（福岡市、二〇一一年）七三五頁。
 藤井讓治「平時の軍事力」『日本の近世』3 支配の仕組み（中央公論社、一九九一年）一三二頁。
 平凡社地方資料センター『日本歴史地名大系』第二九巻Ⅱ兵庫県の地名Ⅱ（平凡社、一九九九年）三四一頁。
 盛岡市史編纂委員会『盛岡市通史』（盛岡市、一九七〇年）一四五～一四七頁。
 盛岡市都市整備部公園みどり課・文化財保存計画協会「盛岡城関連文献一覽」『史跡盛岡城跡保存管理計画書』（盛岡市、二〇一二年）四二頁。
 矢守一彦「米沢城下絵図について―地図史的考察の試み―」『日本古文書学論集』一一（吉川弘文館、一九八七年）二二七頁。
 油浅耕三『平山城肥後国隈本城廻絵図』について―日本近世都市形態の復原的研究―『日本建築学会大会学術講演梗概集』（日本建築学会、一九七七年）一九二二頁。
 油浅耕三『奥州仙台城絵図』について―日本近世都市形態の復原的研究―『日本建築学会大会学術講演梗概集』（日本建築学会、一九七八年）二一九～二二〇頁。
 油浅耕三『出羽国秋田郡久保田城画図』の都市的考察―正保城絵図による都市研究の試み―『都市計画 別冊』一七号（日本都市計画学会、一九八二年）三八七頁。
 油浅耕三『刈田郡白石之城（覚書）の考察』『日本建築学会大会学術講演梗概集』（日本建築学会、一九八五年）六一三～六一四頁。
 油浅耕三「正保城絵図の最終提出年に関する考察」『新潟工科大学紀要』第四号（新潟工科大学、一九九九年）二六～二七頁。

（元九州大学院生、鎮西学院高校教諭）

筑前国（福岡）平山城目録*

本丸之内南の方

一、天守台

東西十二間
南北十三間

東石垣高サ北の方七間半、南の方三間式尺、西石垣高サ六間半、南石垣高サ四間式尺、北石垣高サ七間半

巳午方《三》赤坂山有、此高ミ天守台《三》五間低《シ》、間四町有、亥ノ方ニ荒戸山有、此高ミ、天守之台《と》同、高サ、《間》拾町有

一、本丸

東西五拾老間
南北《九》十三間

東石垣高サ六間、西《三》南向《ノ》多門有、西石垣高サ三間半、南石垣高七間半、北《三》西向《ノ》多門有、北石垣高三間

町屋ノ地行より拾老間高し

一、二ノ丸

本丸より北ノ方、東西《百》三拾老間、南北式拾間・三拾間・五拾《五間》ノ間

北之方石垣高サ四間五間六間之間、戌亥《ノ》角ニ申西《三》向多門有、《東ノ方石垣長七十一間、高三間半》
南ノ方石垣長六拾間、丑ノ方角ニ亥子《ノ》方ニ向多門有、高サ九尺式間半之間

本丸ヨリ西ノ方、南北百五十五間、東西十五間

式拾六間・三十八間之間

西ノ方石垣高サ三間式尺五寸、申西ノ方多門有、南ノ方《石垣》長三十八間、高サ四間・五間之間

一、三ノ曲輪

二《ノ》丸ヨリ北ノ方、東西四百七拾七間、東ノ端ニ而南北

五十八間、中程ニ而南北六十八間、二ノ丸ヨリ西ノ方、南北式百八拾式間、南《ノ》端ニ而東西七拾間、中程ニ而東西百三十間

《本》丸ヨリ百三間、亥ノ方三《ノ》曲輪之内《三》、高ミ有、東西五拾四間、南北四十八間、岸高サ《二間・四間之間》
丑ノ方ニ取入《ノ》多門、《西向ニ》有、橋有
亥ノ方ニ取入ノ多門、《西向ニ》有、橋有
申方ニ取入之多門有、橋有

一、三ノ曲輪、外曲輪二堀一重有り

東ノ方、堀幅四十三間、深サ老間四尺

南ノ方、堀巾二十間、同老間半式間之間

《北ノ方堀、幅三十間、深一間半二間ノ間》

西ノ方ため池有、東西四百間、南北五百間、深サ式尺三尺《四尺》五尺《之》間、但池半分過うまる、芦はい*有之

一、城、亥子ノ方二向、南高ク北ノ方低シ、南ニ赤坂山有、北に海有

一、城より北ニ侍屋敷・町屋有

寅卯申酉二長、二十一町四十三間、巳午亥子ニ、東《ノ》端ニ而、長六丁中程ニ而、一丁四十六間、西《ノ》端ニて六丁

同所東ノ外曲輪ニ石垣有、《長》南北三百八拾式間高サ四間

中程ニ、博多より入口ニ、一所より西ノ方ニ入門ニツ有、福岡博多ノ間ニ中島町有、橋ニツ有、但潮入

同所南ニ堀有、寅申ニ六百拾九間、巾三十六間四十二間之間

深サ六尺七尺《八尺》ノ間、取入門三ヶ所有、土橋有、此所之外ニ侍屋敷・足輕屋敷有、其外ハ田地

同所西之端ニ通筋、門有、ため池より流有、土橋有

是ヨリ西ニ町《屋長》三丁三十九間、此次ニため池より流《ルうてミ》有

土橋有、西ニ足輕町有、長式百間、此町端より*式百間、西ニ瀨*入川有、土橋有

一、城より寅ノ方博多町有、丑未ニ七町辰戌二十丁四十間

丑ノ方箱崎松原有、橋《有》川潮入

正保三年八月朔日

* 凡例：原本の字配りをほぼ留めていると考えられる「諸集書」を底本とした。《 》内は「房四」、《 》内は「福岡県地理全誌」、「 》内は「篤齋叢書」による修正・補遺。なお破線は、正保城絵図に記されない間数（12か所）、実線は、正保城絵図にあるらしきも、石垣、樹木と重なって読み取れない、または「此所不知」の付紙があつて間数が記されない、あるいは、町数に概数換算してあるため照合ができないもの（10か所）、その他（傍線なし）は正保城絵図と間数が一致するもの（53か所）。
* 「芦はい」：「房四」では「芦はへ」。
* 「うてミ」：播磨の一方方言で、「池の余水吐」をいう「平凡社地方資料センター一九九九」。
* 「此町端より」：「房四」では「此町はつれより」。
* 「瀨」：「潮」の誤写か。

肥前国 佐賀城覚書



鍋島信濃守

平城

- 一、本丸 東西七拾間、南北六拾八間
- 一、北ノ方門有り、入西口
- 一、戌亥ノ方二天守有り、五階、土台石垣五間
- 一、天守ヨリ右小城門迄、式拾五間半、石垣高サ式間半、塀無
- 一、門脇ヨリ東折廻シ、石垣四拾壹間、高サ式間半、塀無
- 一、東土手六拾六間、高サ式間半、但瓦塀高サ六尺
- 一、南土手折廻シ八拾三間、高サ式間半、但瓦塀高サ六尺
- 一、西石垣六拾間、高サ式間半、塀無
- 一、石垣ノ外、三丸トノ間堀有り、広サ拾五間、深サ五尺、南北百式拾間、北ノ端ヨリ東へ折テ四拾八間有り
- 一、二ノ丸 本丸ヨリ北東二折廻テ有り
- 一、本丸ヨリ北ノ方、東西七拾三間、南北四拾六間
- 一、本丸ヨリ東ノ方、南北百式間、東西四拾九間
- 一、西ノ方二式拾間、北ノ方二八拾七間半、東ノ方折廻テ三拾間ノ土手有り、高サ六七尺ノ間、其外土手無シ

- 一、南ノ方土手、塀無シ
- 一、二ノ丸ノ西堀広サ式拾間、深サ四尺
- 一、同北ノ方堀広サ拾五間、深サ四尺

- 一、三ノ丸、本丸ヨリ西ノ方
- 一、東西百五拾式間、内二南北ノ小堀有り、広サ三間

一、南北百拾間

- 一、南ノ方折廻百七拾壹間ノ土手有り、高サ壹間半
- 一、未申ノ方三階矢藏有り、左右二拾式三間宛ノ瓦塀有り、高サ六尺
- 一、本丸ヨリ西北、内曲輪内二侍屋鋪有り

右曲輪外堀之事

- 一、北ノ方堀、東西三百五拾間、堀口広サ、子丑ノ方式拾九間、亥ノ方口四拾間深サ七尺、戌ノ方広サ四拾間深サ九尺
- 一、西ノ方堀、南北三百九拾八間、戌ノ方広サ四拾間深サ九尺、西ノ方広サ三拾九間深サ八尺、□□*方広サ三拾九間、深サ八尺
- 一、南ノ方堀、東西四百三拾五間、口広サ、午ノ方本丸ヨリ南五拾壹間深サ六尺、未ノ方口ノ広サ三拾九間深サ九尺、巳ノ方広サ四拾式間深サ七尺
- 一、東ノ方堀、南北三百八拾九間、辰ノ方口ノ広サ三拾六間深サ九尺、卯ノ方広サ三拾七間半深サ六尺五寸、寅ノ方広サ三拾式間、深サ七尺
- 一、本丸内門ヨリ中門迄七拾壹間、此外二口式拾壹間ノ堀有り、但土橋、此所ニ長屋門有り
- 一、右長屋門ヨリ東ノ門迄三百拾六間、此外二四拾間ノ土橋有り
- 一、右長屋門ヨリ西ノ門迄三百五拾八間、此外二四拾間之土橋有り
- 一、右長屋門ヨリ北ノ門迄式百七拾八間、此外、四拾間ノ土橋有り
- 一、大手外曲輪堀并土手間目之事
- 一、東ノ方、南北土手五百九拾間折加テ、高サ

- 一、堀、土手二副、五百九拾間、口広サ拾間、内二横式間ノ中島所々ニ有り、堀深サ二三尺
- 一、北ノ方、東西土手式千七百七拾間、折入テ、高サ所ニより七尺六尺五寸有り
- 一、堀、土手二副、式千七拾間、広サ拾八間、内二横式間ノ中島所々ニ有り、深サ三四尺
- 一、西二南北土手式百五拾間、高サ四尺
- 一、堀式百九拾八間、口広サ拾間、深サ三四尺
- 一、本丸ヨリ東、外曲輪牛島大手口迄、道則千式百四拾四間、折入テ、此内二侍屋敷町屋敷有り、并百姓屋敷少し有り
- 一、本丸ヨリ北、外曲輪大手白山口迄、道則八百七拾三間折入テ、此内二侍屋敷・町屋敷有り、此内二侍屋敷并百姓屋敷少し有り、但仕切構無シ、耕作汲水ノ用小堀少し有り
- 一、本丸ヨリ西、大手扇町橋迄、道則式千拾四間、但折加テ、此内侍屋敷町屋敷有り、并百姓屋敷有り
- 一、東大手、牛島口ヨリ高尾橋迄、道則四百八拾間
- 一、西大手、扇町入口ヨリ加瀬川迄、道則千三百九拾七間
- 一、本丸ヨリ東、筑後堺ノ川迄、三里半或四里ノ間、平地
- 一、本丸ヨリ南ハ、海辺迄壹里半、式里ノ間平地
- 一、本丸ヨリ西ハ、式里三里ノ間平地、其外八九里ノ間ハ山路
- 一、本丸ヨリ北ハ、式里ノ間平地、其外筑前堺迄、四里余山路
- 一、城廻一職淺田

正保四年亥 九月十一日

*□□：虫損と思われる料紙の欠失を描く。その形状・大ききや文脈から、「申ノ」と考えられる。